

令和6年6月19日
土木部河川公園課

河川公園課工事の事故繰越しについて

令和5年度に執行予定であった河川公園課工事の所要額について、令和6年度へ事故繰越しを行ったので報告する。

1 工事案件及び繰越額等

工事件名：北砂一丁目児童遊園改修工事及び新大橋際公衆便所改築工事

工事場所：江東区北砂一丁目15番13号外1か所

工期：(当初) 令和5年10月13日～令和6年3月22日
(繰越後) 令和5年10月13日～令和6年4月30日

契約額：37,049,100円

繰越額：37,049,100円(令和5年度執行済額0円)

理由：新大橋際公衆便所改築工事において、3月4日に新たに生じた都道の擁壁補強対応や幹線道路における施工日の制約により、工期の延伸が必要となったため。

2 根拠法令

地方自治法第220条第3項ただし書

3 案内図

